

答申行政第80号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年7月30日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「県道〇〇〇〇線の平成30年度の工事予定地の工事のストップ期間について」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、①平成19年〇〇月〇〇日付け岡山県公報〇〇ページ ②令和元年〇月〇日付け〇-〇単県道路工事（改良その1）工事請負変更契約書と特定した上で、①の公文書については条例第25条第1号該当として非開示とし、②の公文書のうち代表者印の印影の部分については条例第7条第3号該当として非開示とした上でその余の部分を開示する本件処分を行い、令和元年8月8日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和元年11月5日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和元年12月17日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により開示された文書は、不十分である。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

地元住民から見た場合の工事中断期間は、次の3つのうちいずれかである。

- ① 地元に事業計画が説明された時点から工事が再開された日までの間
- ② 中断された事業の一部で工事が再開された場合、工事用地において用地買収に入った日から工事が再開された日までの間

③ 中断された事業の一部で工事が再開された場合、工事用地において最初の用地が県有地となった日から工事が再開された日までの間
県が考える事業中断の起算日は理解できず、事業中断の考え方の情報開示を受けて、県道〇〇〇〇線の事業中断期間を確認したい。

決定通知書にいう「工事ストップ期間に近いもの」を聞いているのではない。

さらに、審査請求人は、反論書及び意見陳述において、次のように主張している。

〇〇県民局の担当者によると、長期間何もしていなくても、事業中断という概念はないということだが、事業を行う岡山県において、事業中断という概念はないのだろうか。

自分の考えでは、事業中断の期間は、次の4つのうちいずれかである。

① 地元に事業計画が説明された時点から工事が再開又は開始された日までの間

② 事業地に用地買収に入った日から工事が再開された（又は開始された）日までの間

③ 事業地において最初の事業地が県有地となった日から工事が再開又は開始された日までの間

④ 事業地のおおむねが県有地となった日から工事が再開又は開始された日までの間
事業によっては、事業を中止する旨を通知する場合もあるだろうが、その通知を行わない事業に関しての事業中断の考え方はあるはずだ。県が示した工事中断期間の始期は、複数の工区がある事業であることを前提としているが、工区が分かれていない事業に関する工事中断の考え方もあるはずだ。

公共工事において、何が一般に工事中断とみなされるのかを聞いたかった。

本件の工区については、用地買収後長期間放置された、というのが地元住民としての思いだ。用地買収して工事に着手できない期間を、工事の中断というのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

「工事」は現場で重機などを使って行うものであり、「事業」は工事に調査設計や用地買収を含んだものと理解している。本件では、開示請求書に「工事」と記載されているので、複数にわたる工事区間のうち前区間の最後の工事が終わった日を工事ストップ期間の始期と考えた。前区間の工事完成日を示す文書は、保存年限が過ぎて既に廃棄されていたことから、供用開始日を工事ストップ期間の始まりの日に近いものとして、その日を示す県告示が登載された岡山県公報を特定した。

工事ストップ期間の終期は、平成30年度に発注した工事予定地の道路工事の開始日と考え、工期の始期が記載された工事請負変更契約書を特定した。

一部開示を決定した理由についてであるが、岡山県公報は、条例第25条第1号の「公報」に該当することから非開示決定を行った。

工事ストップ期間の終期を示すものとして特定した公文書のうち代表者印の印影の部分については、公にすることにより法人の事業運営に不利益を与えると認められるため、条例第7条第3号に該当するものとして非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「県道〇〇〇〇線の平成30年度の工事予定地の工事のストップ期間が記録された公文書」（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

(1) 条例第7条の規定について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされており、同条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの」を非開示情報とすることを定めている。

(2) 条例第25条（適用除外）の規定について

条例第25条において、この条例の規定は、同条各号に掲げるものについては適用しない旨を定めており、同条第1号は、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と定めている。

3 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、道路工事のストップ期間の始期及び終期について、いくつかの例示を示した上で、実施機関の考え方を問いたい旨を主張している。また、実施機関が本件処分を通じて示した工事ストップ期間の考え方は、工区が複数にわたる工事に特有の考え方であり、工区が分かれていない工事における考え方もあるはずであるとも主張している。

一方、実施機関は、工事ストップ期間の始期については、複数にわたる工事区間のうち前区間の最後の工事が終わった日を工事ストップ期間の始期と考えたが、それを示す文書が既に廃棄されていたことから、前工事区間の供用開始日を工事ストップ期間の始期に近いものとして、その日を示す県告示が掲載された岡山県公報を特定した。工事ストップ期間の終期は、当該工事区間の工期の始期が記載された工事請負変更契約書を特定したと説明した。

まず、審査請求人が工区が分かれていない事業に関する工事中断の考え方があるはずであり、公共工事において一般的に工事中断とみなされるものについて知りたかった旨を主張している点に関して検討する。本件処分においては、実施機関が本件対象公文書を特定する際に、「工事ストップ期間」の始期及び終期を、県道〇〇〇〇線の平成30年度の工事予定地の工事に限定して調査しているが、この点に関しては、対象となる工事を当該工事と特定した上で本件開示請求が行われている条件の下では不合理とは認められない。

その上で、実施機関が前工事区間の供用開始日を示す公文書を特定したことについて審査請求人は「近いものを聞いているのではない」と主張するが、実施機関が工事ストップ期間の始期を示す公文書と考えたものが廃棄され、保有していない状況において、言わば次善のものとして当該公文書を特定したことについては、本件処分における判断として特段不合理なものとは言えない。

審査請求人は、工事ストップ期間の始期及び終期について、その他種々の主張を行っているが、いずれも上記の判断を覆すに足りるものとは認められない。

4 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書のうち、実施機関が開示しないと判断した部分が、上記2で示した条例第7条第3号（事業活動情報）及び第25条第1号の規定に該当するか否か、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第3号該当性について

審査会で見分したところ、本件対象公文書のうち工事請負変更契約書に捺印された代表者印の印影については、法人が契約を行う際に用いたものであり、かつ、当該印影が、契約関係にない者にまで広く公開されていると認められる事情は看取できないことから、当該法人の内部管理に属する事項に該当すると認められる。

一般的に法人の印影については、公開することにより偽造又は悪用され、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあることは否定できないため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

(2) 条例第25条第1号該当性について

本件対象公文書のうち平成19年〇〇月〇〇日付け岡山県公報の〇〇ページが、条例第25条第1号の「公報」に当たることは明らかである。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について一部非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年1月27日 (審査会1回目)	事案の審議を行った。
令和2年2月27日 (審査会2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和2年3月26日 (審査会3回目)	事案の審議を行った。
令和2年5月29日 (審査会4回目)	事案の審議を行った。
令和2年6月8日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。